

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
日と翌日
を
あ
ら
わ
せ
て
お
し
よ
う)

目 次

◇ 告 示 森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令（森林保
全課）

鳥取県松くい虫被害対策実施計画の変更（〃）

松くい虫の特別防除の実施（〃）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同
意についての適否の決定（水産課）

◇ 教 委 告 示 臨時教育委員会の招集（総務課）

◇ 公 告 鳥取県公文書公開条例の運用状況（総務部総務課）

告 示

鳥取県告示第三百九十六号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規
定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五
条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告
示する。

平成五年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区 域

イ 米子市、倉吉市、岩美郡国府町、八頭郡家郷町、八東町及び用瀬
町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、東伯町及び赤碕町、
西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和
町及び中山町並びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町の各
一部（別紙のとおりとする。）

ロ 気高郡気高町並びに東伯郡泊村及び北条町の各一部（別紙のと
おりとする。）

2 期 間

平成五年六月二日から同年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるお
それがある松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木につい
て、一の1のイに掲げる区域にあっては航空機を利用して行う薬剤によ
る防除を、一の1のロに掲げる区域にあっては地上からの薬剤による防
除を実施すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の二に定める期間経過後、速やかに、当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

3 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が一の二に掲げる期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みのないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、三により措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置を行った場合に受けることができる損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十七号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同条第四項の規定により告示する。

その関係書類は、鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成五年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十八号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域

鳥取市、岩美郡岩美町及び福部村並びに気高郡鹿野町の各一部（別紙のとおりとする。）

二 期間

平成五年六月二日から同年七月十五日まで

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、鳥取地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第一百八条の二第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第一百八条の二第二項に規定する要件

に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により告示する。

平成五年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 圭 次

加入区	漁業の区分
中山加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年四月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成五年四月三十日(金) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員会室
- 三 議題
 - 1 鳥取県教育課程審議会委員の任命について
 - 2 その他

公 告

鳥取県公文書公開条例(昭和63年3月鳥取県条例第2号)第17条の規定により、平成4年4月1日から平成5年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成5年4月23日

鳥取県知事 西 尾 圭 次

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

公文書開示請求	処 理 状 況			
	開 示	部分開示	非 開 示	取 下 げ
18	4	11	2	1

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

知 事	18
知 事(企 業 局)	0
教 育 委 員 会	0
選 挙 管 理 委 員 会	0

人事委員会	0
監査委員	0
地方労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
合 計	18

3 開示請求者の区分

(件)

県の区域内に住所を有する者	18
県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	0
合 計	18

4 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件数	処 理 状 況					
	鳥取県公文書開示審査会			異議申立てに対する決定等		
9	諮問	審議中	答申	認容	一部認容	棄却
	1	1	9	1	4	4
	却下	検討中	取下げ			
	1	1	1			